

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>●「新事業活動」の定義</p>	
1	<p>用例としてはものづくり基盤技術振興基本法 11 条が「ものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用の促進」とし、同法 2 条 1 項が「「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう」として、「技術」の範囲を限定してるが、本改正における「技術」は、辞書的な意味で「科学を実地に応用して自然の事物を改変・加工し、人間生活に役立てるわざ。」【意見者注：広辞苑】に該当すれば、幅広く認められるという理解でよいか。</p>	<p>銀行法施行規則等においては、「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 58 号）による改正後の「中小企業等経営強化法」（平成 11 年法律第 18 号）と同様に、「技術」という文言について定義規定を置いておりません。</p> <p>「技術」の一般的な意味は御意見にあるとおりであると考えますが、銀行法施行規則等における「技術」に該当するか否かは、個別に判断されるものと考えます。</p>